中村事務所ニュース

１２ 月 号　第４３号
発行日 2003 年　１２月　１日
発行責任者 中 村 仁 司
発行所 行政書士 中村事務所
新宿区西新宿 7-19-7-402
TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

みなさまこんにちは中村です。早いものであっという間に 12 月になりました。皆様はどのような一年を過ごされましたでしょうか？ 先月、東京都と共催で実施した「暮らしと事業の書類と手続無料相談会」が都庁１階の臨時窓口で開催されました。相談件数の多かった順番で見ると「 遺言・相続・遺産分割協議書 」23%「 不動産・近隣問題 」16.3%「 暮らしの相談 」8.7%で、この 3 項目で全体の約 50%を占める結果となっています。ちょっと聞きたい?!どんな質問も大歓迎です。今年も残りひと月となりました。1 年間お世話になり本当にありがとうございました。新年が皆様にとってより良い年になりますようお祈り申し上げます。

消 費 税 が 変 わ り ま す

消費税に対する信頼性・透明性の向上の観点より消費税法の一部が改正されます。そのなかで主な３つの改正点をご紹介させていただきます。この改正法は平成１６年４月１日より適用されることになっています。

① 事業者免税点の引き下げ･･･納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行の 3,000 万円から 1,000 万円に引き下げられます。要件を満たす場合は納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

※基準期間とは個人事業者にとってはその年の前々年をいい、法人においてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

② 簡易課税制度の適用上限の引き下げ･･･簡易課税制度を適用することのできる基準期間における課税売上高の上限が現行の 2 億円から 5,000 万円に引き下げられます。課税売上高が 5,000 万円を超えますと、本則課税が適用されることになります。課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日前日までに納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

③ 総額表示の義務付け･･･課税事業者が取引の相手方である消費者に対して値札やチラシ、広告などに商品やサービス等の価格を表示する場合には消費税額を含めた支払い総額の表示を行うことが必要になります。具体的には価格￥5,800(税別)といった曖昧な表示は認められず、￥6,090(税込み)、￥6,090(税抜き 5,800)、￥6,090(うち消費税等￥290)といった表示をすることが義務付けられます。これまでの「消費税を含めると･･･」といった買い物時の計算のわずらわしさがなくなります。　（佐久間）

詳細・関連　東京都国税局ホームページ　http://www.tokyo.nta.go.jp

シリーズ　建設業Ｑ＆Ａ

Q．これから取引先にしようとする建設業者、あるいは工事を発注しようとする建設業者の規模や工事実績などを知る方法はありませんか？

A．国土交通省各地方整備局等及び都道府県主管課でその許可業者に関する情報が閲覧できます。閲覧したい場合は閲覧したい建設業者がある都道府県主管課を訪問し所定の申込用紙に記入し申込、許可申請書・各種変更届を閲覧することになります。

このように閲覧制度で各建設業者の経営内容や技術者の情報が公開されることになります。各種の届出を提出期限通りに提出することで一般消費者に正しい情報を提供することになります。

（藤田）

お世話になっている方に感謝をこめて
お歳暮を贈ろう

お正月に祖霊を迎え御魂祭りのお供え物や贈り物をした日本古来の習わしが、起源とされています。嫁いだり、分家した人が親元へお正月になると集まりお供え物を持ち寄ったのが始まり。今では、日ごろお世話になっている方々への年末の挨拶になっています。お正月の準備に必要な品を贈るので準備を始める 12 月 13 日「事始め」ごろに贈る習慣がありました。

最近では百貨店・スーパーなどのギフトコーナーで早くより予約すると割引きや特典がつく場合もありますので、毎年利用される方など早めのチェックも必要です。

(藤 田)